

繰越

公共事業 令和 08 年度 通常砂防事業 (社資交)

工事設計図書

工事番号

通常砂防

第 7001-5-50/号

河川路線名等
工事名

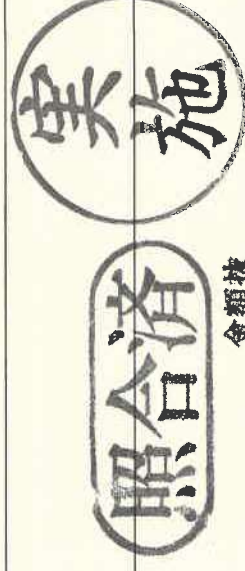
六甲山系グリーンベルト
森林整備業務

工事箇所

西宮市塩瀬町生瀬

細かいそ名

公共事業通常砂防



起工伺兼工事設計書

本庁										県民局				工事業務課				起案				年 月 日											
課長		副課長		係長		審査		局長		副局長		所長		副所長		課長		設計		副所長		課長		担当		決定		起工番号		第		号	

繰越

公共事業 令和 08 年度 通常砂防事業 (社資交)

工事番号		通常砂防										第 7001-5-S0/ 号		工 事 概 要																	
設計		額		実 施 (前回変更)		円		今回変更		円		増 減		額		円		延 長		L =		幅		W =		員		概		要	
基 準 適 用		額																左 岸		L =		右 岸		L =							
請 負		額																概 要		名		数		量		単 位					
工 期		施工日数		日														アカマツ林整備				1.26		h a							
		施工期限		令和 9年 2月26日限り														広葉樹林整備				1.49		h a							
		施工期限		令和 9年 2月26日限り														竹林整備				0.22		h a							
執 行 方 法																		草地整備				0.37		h a							

施行管理計画番号		枝番号		会計	
				節	
				契約方法	
				契約理由	

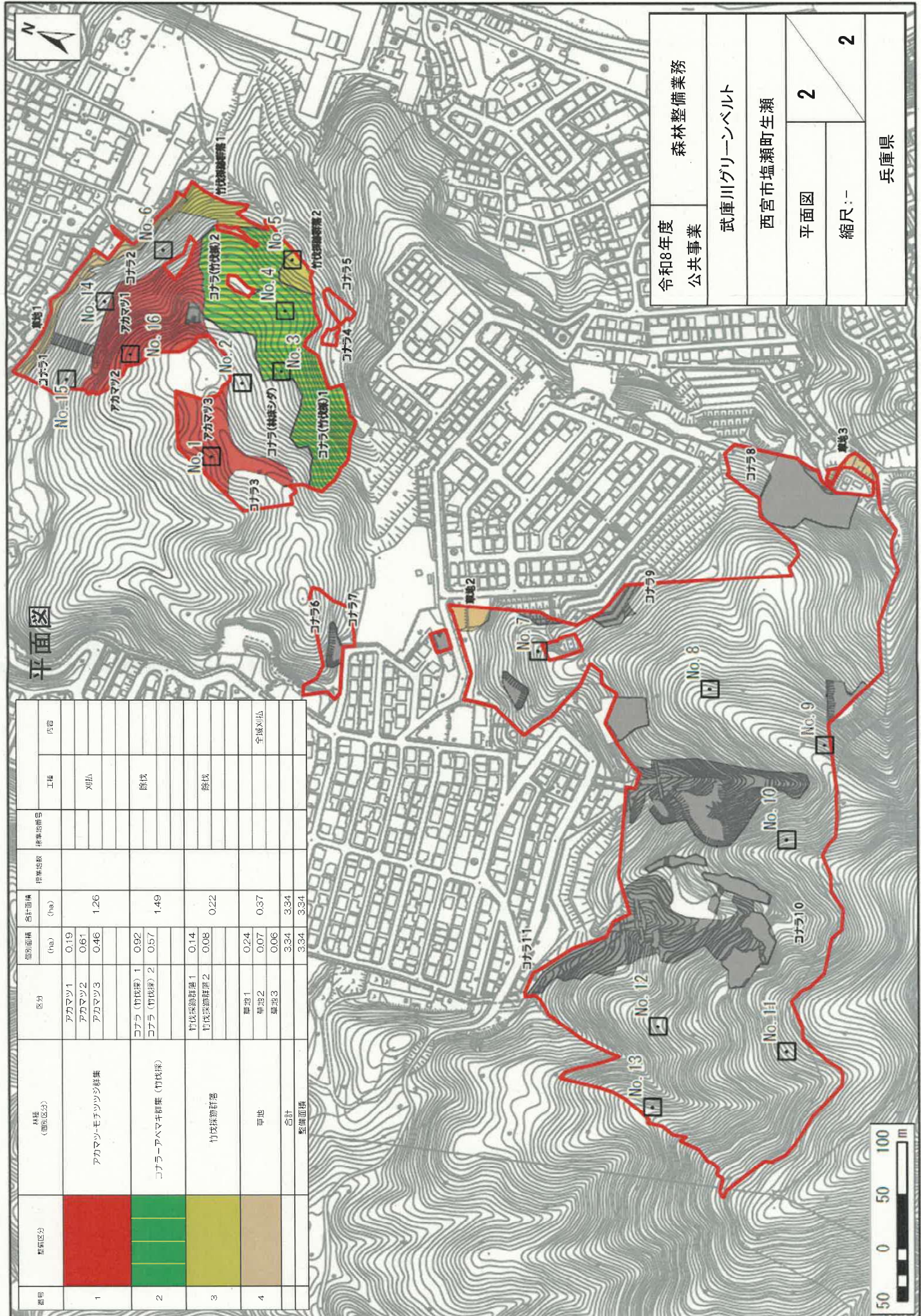
鏡No.08-0177

兵庫県 西宮土木事務所

位置図



令和8年度 公共事業	森林整備業務
武庫川グリーンベルト	
西宮市塩瀬町生瀬	
位置図	1
縮尺:-	2
兵庫県	



令和8年度 公共事業	森林整備業務		
武庫川グリーンベルト			
西宮市塩瀬町生瀬			
平面図	2		2
縮尺:-			
兵庫県			

平面図

区画番号	林種 (樹種区分)	区分	合計面積		標準地数	標準地番号	内容	
			(ha)	(ha)			工種	内容
1	アカマツ・モリツツシ群集	アカマツ1	0.19	1.26				
		アカマツ2	0.61					
		アカマツ3	0.46				刈払	
2	コナラ・アハハキ群集 (竹伐採)	コナラ (竹伐採) 1	0.92	1.49				
		コナラ (竹伐採) 2	0.57				除伐	
3	竹伐採跡群集	竹伐採跡群集 1	0.14	0.22				
		竹伐採跡群集 2	0.08				除伐	
4	草地	草地 1	0.24	0.37				全伐刈払
		草地 2	0.07					
		草地 3	0.06					
			3.34		3.34			
	整備面積		3.34	3.34				

契約数量表

頁0-0001/0001

本工事費	費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減
森林整備						
森林整備						
森林整備			式		1	
アカマツ林整備		アカマツ・モミツツジ群集				
下刈		全刈り	ha		1.26	
人力地控え〔片付〕		草(かや等)	m2		12,600	
広葉樹林整備		コナラ・アベマキ群集(竹伐採)				
地控え(草刈機・チェーンソー併用)		区分→灌木地(低木)	ha		1.49	
竹林整備		竹伐採跡群落				
地控え(草刈機・チェーンソー併用)		区分→灌木地(低木)	ha		0.22	
草地整備						
下刈		全刈り	ha		0.37	
人力地控え〔片付〕		草(かや等)	m2		3,700	

六甲山系グリーンベルト 森林整備業務 特記仕様書

業務名：六甲山系グリーンベルト森林整備業務

箇所：西宮市塩瀬町生瀬 地内

工期：令和8年11月1日から令和9年2月26日

(余裕期間：契約締結日から令和8年10月31日まで)

第1条 適用

本特記仕様書は、上記記載の業務に適用する。

第2条 業務目的

六甲山系グリーンベルト整備事業は、平成7年に発生した兵庫県南部地震により山腹崩壊が多数発生したことを受け、通常のコンクリートを主体とした施設整備に加え、良好な樹林による防災樹林帯の面的な整備による「土砂災害の防止」、「無秩序な市街地の拡大防止」、「安全に自然と親しめる場の提供」等を目的としている。樹林整備では、下表の機能の維持・向上を目的とする。

六甲山系グリーンベルト 整備の目標	重点的・付加的に 配慮すべき機能	説明
土砂災害の防止	表面侵食防止	・樹冠、林床植生による雨滴侵食防止 ・地表面被覆物による表面流水発生防止
	表面崩壊防止	・根系の土壌緊縛作用による 表面流水発生防止
	流出土砂の緩衝	・植生地上部による流動土砂捕捉、 エネルギー減退
良好な都市環境 風致景観の保全・育成	風致景観保全機能	・花や紅葉による四季感のある景観形成 ・緑による個性ある風致及び景観を 備えた地区環境の形成
生態系及び種の 多様性の保全・育成	生態系保全	・地域の立地環境に応じた樹林の 成立により地域の生態系を形成 ・有機物生産による生態系の基盤形成
	種の多様性保存	・栄巣木、食餌木等による生物の 生息環境の提供 ・地域の特徴的な生物(貴重種など)の 生息環境の提供
健全なレクリエーション の場の提供	保健休養昨日	・立地条件に対応した樹林の成立による 自然観察、探索の場の形成 ・ハイキングによる健康増進

第3条 基準

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書、土木工事共通仕様書、土木請負工事必携、土木施工管理基準のほか、下記の基準類によらなければならない。

①六甲山系グリーンベルト整備事業 樹林整備マニュアル (案)

(2023年10月)【国土交通省 六甲砂防事務所】

②令和7年版 治山林道必携 (積算・施工編)

【編集・発行：日本治山治水協会、日本林道協会】

③森林整備保全事業工事標準仕様書 (最新版)【林野庁】

- ④森林土木工事共通仕様書（最新版）【兵庫県農林水産部治山課】
- ⑤森林整備保全事業設計積算要領の運用（最新版）【兵庫県農林水産部治山課】
- ⑥森林整備保全事業設計標準歩掛細則（最新版）【兵庫県農林水産部治山課】
- ⑦六甲山系グリーンベルト武庫川ブロック樹林整備計画策定業務※

（令和5年3月）

※上記設計業務資料については、必要に応じて貸与出来るものとする。

第4条 余裕期間制度（発注者指定方式）

本業務は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間（契約締結日から工期の始期日の前日までの期間）を設定した業務（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者の配置は要しないが、現場代理人の配置は要する。ただし、余裕期間内に限り常駐は不要とし、他の工事従事中の現場代理人を充てることができる。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、業務の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約（工期の変更）を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。

コリンズ（CORINS）に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。

受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する主任技術者等を決定し、「工事施工計画及び下請負人等（変更）通知書」により、発注者に通知しなければならない。

第5条 総則

土木工事共通仕様書（1-1-1-3 設計図書の照査等）の設計図書照査については、照査実施報告を工事着手前までに行うこと。

第6条 一般事項

（1）業務用地等の使用・業務用区域外への立ち入り

受注者は、業務用地以外の区域へ立ち入りする場合は、必ず所有者の承諾を得ること。

（2）関係住民に対する情報連絡等

受注者は、業務の履行に当たっては、監督員と協議の上、必要に応じて西宮市、関係機関及び関係住民に対して、施工内容、工程、その他施工計画について資料作成及び説明を行い、業務に対する理解と協力を得るものとする。

また、第三者からの苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交

渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告すること。

第7条 一般廃棄物

伐採木及び草木は現場内処分を基本とし、処理施設への運搬は行わない設計としている。現地集積場所に関しては急峻な斜面は避け、民家、道路、水路等に集積物が落下しうる状況での集積は行わないこととする。現地精査の結果、処理施設への運搬処分を必要とする場合は、監督員と協議の上、設計変更するものとする。

第8条 施工管理

- (1) 樹林整備業務に係る出来形管理基準、写真管理基準については、森林土木共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)に準じて行うことを原則とする。ただし、設計条件を証するのに過大または不足する基準については監督員と協議した上で変更する。
- (2) 樹林整備業務を行う上で、現地と設計図書に相違が有る場合は、速やかに発注者に報告し、その後の出来形管理の方法等について協議すること。
- (3) 受注者は週間工程表を作成し、毎週1回(金曜日午前中までに)監督員に提出すること。内容は、今週の実施状況と翌週の作業予定内容(立会いの有無を含む)を記載したものとする。

第9条 環境対策

住宅地に近接している箇所並びに生活道路の利用においては、以下の点を厳守の上、業務にあたること。なお、本対策に要する費用は諸経費に含むものとする。

- (1) 土曜日及び日曜日は休工とし、稼働日における作業時間は8:30~17:00とすること。ただし、災害などの緊急時はこの限りではない。また、地元要望などに配慮するため作業時間の変更を行うことは可能である。
- (2) 周辺の騒音、振動に配慮し、住宅密集地では業務用車両は徐行すること。また、無駄なアイドリングは避け、アイドリングした車内で休息させず、必要に応じ作業員詰所を用意すること。
- (3) 建設重機械については、よく整備された機種を選定し、ヒンジ部からの騒音を低減させる他、激しく機械を動かす行為を避け、効率的な稼働に努めること。
- (4) 砂埃が舞うときは、散水すること。
- (5) 工事用車両が公道・私道を汚すおそれがある場合は、業務用車両のタイヤをウォータージェット等で洗浄すること。

第10条 交通安全管理

交通誘導警備員については、現地精査及び地元協議等の結果、必要と判断した場合は、以下のとおりとする。

事前に配置計画（場所と期間）を提出した上で監督員の承諾を得ることとし、安全対策上必要と認められる範囲において、設計変更の対象とする。

（安全上必要と認められる事例）

- ・道路管理者及び交通管理者（所轄警察署）との打ち合わせにより交通誘導警備員の設置の指示を受けた
- ・地元からの要望があった箇所、発注者と地元協議により必要性が認められた箇所
- ・地権者からの要望があった箇所、発注者と地権者協議により必要性が認められた箇所

※いずれも議事録（書面）が整備され、協議日から概ね1週間以内に発注者へ提出すること。

第11条 業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

（1）共通

- ・作業現場において、周辺住民に、危険及び迷惑を及ぼさないよう十分注意して作業すること。
- ・人物、構造物等を破損した場合は、作業を中止し、速やかに概況（位置・面積・原因）を監督員に報告の上、指示を得ること。
- ・車歩道及び水路等に散在した物は、必ず取り除かなければならない。

（2）アカマツ林整備（アカマツ・モチツツジ群集）

- ・林床のシダを刈払い、階層の発達を促す。
- ・刈払い時には、落葉広葉樹（実生を含む）を誤伐することのないよう留意する。

（3）広葉樹林整備（コナラ・アベマキ群集（竹伐採））

- ・亜高木層以下の常緑樹を伐採・除伐し、下層の復元した竹を除伐することで、階層の発達を促す。
- ・伐採・除伐時には、落葉広葉樹（実生を含む）を誤伐することのないよう留意する。

（4）竹林整備（竹伐採跡群落）

- ・復元した竹の除伐を行う。
- ・除伐時には、落葉広葉樹（実生を含む）を誤伐することのないよう留意する。

（5）草地整備

- ・適切に管理できるよう、刈払いを行う。
- ・草地1については、11月中に作業を行うこと。

第12条 自生植物

着手前に現地踏査を行い、サカキやウラジロ等神棚に飾る植物の有無を確認し、

監督員に報告すること。自生していた場合、伐採せず保存することとし、困難な場合は監督員と協議し、指示を受けること。

第13条 危険木

業務範囲内において、通行人や人家に影響を与える恐れのある倒木や枯木等の危険木を発見した場合は、監督員に報告すること。その危険木の伐木を監督員から指示された場合は対応することとし、設計変更の対象とする。

第14条 管理技術者

受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

管理技術者は、以下に示す資格のいずれかを有すること。

- (1) 林業技士
- (2) フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）
- (3) 技術士（森林部門）

なお、契約書の第12条第1項の主任技術者は管理技術者と読み替える。

第15条 現場技術者

受注者は、業務の技術上の指導監督を行う現場技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

現場技術者は、以下に示す資格のいずれかを有すること。

- (1) 林業作業士（基幹林業作業士、林業技能作業士を含む）
- (2) 森林整備士
- (3) フォレストワーカー（林業作業士）
- (4) フォレストリーダー（現場管理責任者）
- (5) 技術士補（森林部門）
- (6) 森林整備に関する業務（兵庫県森林整備業務入札参加者選定要綱第2章第1

条に規定の「Aの整備内容」相当）について、以下の実務経験を有する者

①5年以上

高等学校、林業大学校、大学で森林・林業に関する学科・科目を修了した者

②10年以上

上記①以外の者

- (7) 現場技術者は業務を適正に実施するため、業務の技術上の管理及び工事に従事する者の技術上の指導監督を行わなければならない。
- (8) 管理技術者は現場技術者を兼ねることができる。

第16条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象である。実施にあたっては、「ウィークリ

ースタンス実施要領（案）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

第 17 条 完成図書の納品

樹林整備の成果品として以下を提出する。

- (1) 作業日報（作業日、人数、作業内容、作業時間等）
- (2) 作業写真
 - ① 着手前の状況を全景及び各部分で撮影し、作業中・完成後に同一箇所から撮影対比できること。また、撮影位置と方向を図面に記載すること。
 - ② 各工種の撮影は工種、作業種ごとに撮影すること。
 - ③ 伐採後の伐採直径を随所に撮影し、提出するものとする。
- (3) 上記すべてを PDF に変換し、CD-R に書き込み提出すること
- (4) 重機類の作業日報並びにリース期間の判るもの

第 18 条 快適トイレ

快適トイレの使用は以下（１）～（３）のとおり。

「（１）快適トイレに求める機能」「（２）快適トイレとして活用するために備える付属品」については、現場に導入するにあたり必ず備えるものとし、「（３）推奨する仕様、付属品」については、装備していればより快適になるものとする。

（１）快適トイレに求める機能

- ア 洋式便座
- イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
- オ 照明設備（電源がなくても良いもの）
- カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重 5 kg 以上）

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品

- ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- イ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- エ 鏡付きの洗面台
- オ 便座除菌シート等の衛星用品（工事期間中常備）

（３）推奨する仕様、付属品

- ア 室内寸法 900×900mm 以上（半畳程度以上）
- イ 擬音装置

- ウ フィッティングボード
- エ フラッパー機能の多重化
- オ 窓など室内温度の調整が可能な設備
- カ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

《配慮事項》

建設現場で働く女性の活躍をサポートする取り組みとして、快適トイレを導入する際は、以下の（１）～（６）に配慮することとする。

（１）全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く

（２）設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

（３）動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する。

（４）ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

（５）照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

（６）室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

《提出書類》

受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、快適トイレチェックシート（協議）を作成し、業務契約後、仕様が確認出来るパンフレット・見積書等の資料とともに提出し監督員と協議を行うものとする。

業務完了後、快適トイレ設置実績報告書と写真データをあわせて監督員に提出すること。

第 19 条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行業務

本業務は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を試行する対象業務である。業務の実施にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領」に基づき行うこと。

受注者は、現場管理費の補正を希望する場合は、施工計画書に本試行業務の業務期間中における真夏日の計測方法および観測箇所を明示すること。

真夏日とは日最高気温が 30 度以上の日をいう。ただし、夜間作業の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。なお、環境省が公表している暑さ指

数（WBGT）を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

工期とは、作業着手日から作業完了日までの日数をいい、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、業務全体を一時中止している期間は含まない。

真夏日率の算出の考え方は「真夏日率＝工期期間中の真夏日÷工期」とする。

受注者より提出される計測結果資料により真夏日率を確認後、現場管理費率を補正し、請負代金額を変更する。

第 20 条 架空配電線の防護管取付け

関西電力、NTT 等が保有する架空線等に防護管の必要な場合は、防護管施工会社へ申込みの上、監督員とともに防護管施工会社と立会を行い、防護管の必要範囲を決定すること。また、防護管施工会社より見積書及び請求書を受領した際は、その写しを監督員へ提出し確認を受けること。

第 21 条 監督員への報告

受注者は事前調査の結果により、設計図書等に不都合がある場合には、監督員に報告し、協議の上、指示を受けるものとする。

第 22 条 その他

その他、特記仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、決定すること。